

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

## 理 由

### 第 1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 21 年 7 月 4 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 20 年 2 月 3 月にかけて、北九州市公益通報制度に基づき片山恒雄監察官に通報された北九州市病院局の労働基準法違反に関する通報の途中経過および事務引継ぎ文書等その後の処理を示す文書。現在までに公表された本事案に関する概要。必要あれば特定個人名は伏せて公開されて結構です。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 21 年 7 月 21 日付で、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成 21 年 7 月 21 日付北九総人第 331 号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を同月 24 日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成 21 年 8 月 28 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 北九州市病院局職員等からの公益通報に関する要綱(以下「病院局職員等公益通報要綱」という。)では、「公益通報の主な内容については、毎年度公表する。」、「公表に当たっては、利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮しなければならない。」とあるが、本件処分の不開示理由の「通例として公にしないこととされている。」との記述はないので、通報者の秘密の保持を徹底すれば、公表を妨げるものではない。

(2) 内閣府の公益通報者保護制度のウェブサイトにある通報処理ガイドライン(以下「国のガイドライン」という。)では、関係省庁申合せにより「必要と認める事項を適宜公表する。」とされている。

実施機関が本件請求の公益通報を条例第7条第7号の「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができない情報」に全部該当するとして不開示にしたことは、国のガイドラインに違背しており、病院局職員等公益通報要綱の目的とする「組織としての不正防止の自浄作用の向上を図る」ために、不開示情報を除いて必要と認める事項を適宜公表することを妨げないものである。

(3) 実施機関が不開示理由として条例第7条第1号、第3号、第6号、第7号に該当する不開示情報が仮にあったとしても、条例第8条で不開示情報を除いて部分開示義務がある。

病院局職員等公益通報要綱や国のガイドラインの定める公益通報制度の公表のためには、公開を妨げない行政文書が存在することを前提とすることが合理的であり、本件行政文書が一部の例外もなく全部不開示情報に当たり、公開を妨げない情報が一切存在しないとする実施機関の主張は非合理的である。

正当な根拠なく公益通報を「原則として公開しないこととなっている。」として、通報の事実や内容を市民の目から恣意的に全面隠蔽する行為は、「組織としての不正防止の自浄作用の向上を図る」とする病院局職員等公益通報要綱の目的や「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」とする条例の目的に違背する。

(4) 条例第14条では、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されている場合は、他の実施機関が当該請求についての開示決定をすることを定め、

さらに当該開示のために、関係機関は、当該開示の実施に必要な協力をすることを求めているので、病院局の所管により作成された行政文書に関しては、病院局に事案を移送の上、開示決定等をしなければならず、総務市民局人事課は、病院局の当該開示の実施に必要な協力をしなければならない立場にある。

異議申立人は、北九州市の保有する情報公開を請求しているものであり、これに対して総務市民局人事課所管の情報に限った不開示理由説明のみでは、市として果たすべき情報公開に関しての不開示決定処分に対する理由説明書としては不備がある。

- (5) 北九州市職員等からの公益通報に関する要綱(以下「市職員等公益通報要綱」という。)において公益通報をした職員等(以下「公益通報者」という。)の氏名等の秘密の保持を徹底し、また当該公益通報者が特定されないような十分な配慮が必要とされていると主張するが、公益通報者の個人情報以外の開示を妨げる記述は理由説明書にはない。

また、市職員等公益通報要綱第12条で、公表に当たっては「利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮しなければならない。」とし、同様に第7条で「利害関係人の秘密、信用及び名誉に配慮」の上、公益通報者に調査の結果を通知、また、第8条で「利害関係人の秘密、信用及び名誉に配慮」の上、措置の内容を公益通報者に遅滞なく通知することとされている。であれば、公益通報者に通知された調査の結果・措置の内容は、適正に「利害関係人の秘密、信用及び名誉に配慮」された情報であるはずであり、当然に関係職員の秘密保持の徹底も図られた情報である。公表される情報についても全く同じ条件の適用を求められている以上、公益通報者に通知された調査結果・措置の内容は、病院局との協議概要に関する行政文書を含めて、公益通報者の個人情報を除いて、公表を妨げられず、当然に情報公開の対象となるものである。

- (6) 実施機関は、公益通報者及び関係職員以外が知り得ない情報であり、公益通報者の個人に関する情報を含み、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当すると主張するが、同号では「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ある情報を除く。」ことが示されている。

したがって、本号を不開示の理由とするのは、以下の根拠から不適當である。また、条例第7条第1号には「公益通報者及び関係職員以外が知り得ない情報」といった曖昧な内容を不開示とする記述はなく、不適切な理由付けである。

ア 法令の規定により公にすることが予定されている情報であることを示す根拠

市職員等公益通報要綱では公益通報者に「利害関係人の秘密、信用及び名

譽等に配慮」の上、調査の結果及び内容を通知することを定めている。さらに、同様に「利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮」して、主な内容について公表することを定めている。

すなわち、「利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮」された情報は、公益通報者に、あるいは同様のものが公表の形で公にされ得ることを要綱で明示している。

#### イ 公益通報の内容が慣例として公にされていることを示す根拠

北九州市教育委員会は、平成 20 年 10 月 15 日、中学校長の懲戒処分を報道機関に公表した。その際、事案の概要として「中学校長による女性教諭へのセクハラ等について」と題する資料を配布した。

それによると、公益通報により発覚した事案の調査の結果及び懲戒処分を含めての措置の概要が公表されており、行政文書不開示決定で述べられた、公益通報に関する情報が全て「公にすることができない情報である。」とする主張や公益通報に関する情報が全て「通例として公にしないこととされている。」とする主張は、根拠がない。

公益通報に関しても、個人を特定する情報を除いて、公益通報者や利害関係人の所属や役職も公にすることが妨げられない情報として公表されている。

- (7) 公益通報は、公益通報者の秘密の保持を徹底することになっており、公にしないことが公益通報制度の趣旨に合致するので、条例第 7 条第 3 号に該当すると主張するが、同号は、個人が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意提出した情報を条件としており、本事案は、実施機関の要請を受けたものでもなく、公にしないとの条件で任意に提供した情報でもなく、したがって、本号を不開示の理由とする主張は、根拠がない。

さらに、「通例として、公にしないことが公益通報制度の趣旨に合致すること」を裏付ける記述は本号になく、逆に、公益通報制度の趣旨を適切に処理するために、市職員等公益通報要綱に定めた「利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮」して主な内容を発表するとした趣旨に反し、根拠のない「通例により」不都合な公益通報の存在の事実を隠蔽することにつながりかねない主張は、市職員公益通報要綱の目的とした、組織の自浄作用の向上や市民に信頼される適正な職務執行に反するものである。

- (8) 実施機関は、請求に係る行政文書について、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが条例第 7 条第 6 号に該当すると主張するが、同号には個別の情報開示の制限についての記述はあるが、行政文書についての不開示情報を除く情報開示を妨げることは述べていない。

人事管理に係る事務に関する情報が全て開示により、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすわけではなく、開示を妨げない部分は、当然存在する。公益通報に係る情報を開示するに際して、利害関係人を特定する個人情報を除いて、所属、役職等を公表することは、通例として公平かつ円滑な人事の確保に支障にはならないというのが北九州市の通例の判断であることは、(6)アで述べたことから明らかである。

- (9) 請求に係る行政文書は、市職員等公益通報要綱の定めるところにより、公にすることができないと主張するが、条例第7条第7号においては行政文書全体の取扱いには言及しておらず、行政文書に含まれる情報についてのみ定めており、不開示情報を除いた行政文書を公にすることを妨げない。

国のガイドラインでも適切な秘密保持の上での適切な秘密保持の上での行政文書の開示そのものを禁じてはおらず、必要と認める事項を適宜公表することとし、さらに、必要に応じて内部規定を作成するように求めている。

したがって、市職員等公益通報要綱の規定により、又は慣行として公にされ、あるいは公にされ得ることが予定されている情報は、法令又は国等の機関の指示により、公にすることができない情報に当たるとする主張は、根拠がない。

- (10) 以上のように本請求に係る全面情報不開示決定は不当であり、市の総務市民局・病院局の保有する行政文書のうち「個人情報特定情報」、「利害関係人の秘密、信用及び名誉等の配慮から不開示が不適当な情報」を除いて、市職員等公益通報要綱に違背しない範囲と判断されて、既に公益通報者に通知された調査結果、措置の内容に関する情報を含む行政文書の開示を求めるものである。

### 第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

#### 1 公益通報制度について

公益通報制度は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第1条において、「この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定されており、とりわけ「公益通報者の保護を図ること」について重点が置かれている制度である。

本市においても、同法の趣旨に沿うよう、公益通報制度について外部の労働者からの通報に関する「北九州市労働者からの公益通報に関する要綱」及び内部の職員等からの通報に関する「北九州市職員等からの公益通報に関する要綱」を定め、平成 19 年 1 月 31 日から施行しているところである。

## 2 公益通報制度の所管について

本件不服申立てに係る「平成 20 年 2 月 3 月にかけて北九州市公益通報制度に基づき片山恒雄監察官に通報された北九州市病院局の労働基準法違反に関する通報」(以下「本件通報」という。)は、通報当時、病院局を所管していた片山監察官に対し、なされたものである。

本市の公益通報制度は、任命権者が各々要綱を規定し、運用しているものであり、本件通報は、病院局の所管である。本件通報に関し、実施機関(総務市民局人事課)は、監察官の事務を一部補助していたため、片山監察官から、本件通報を行った通報者(以下「本件通報者」という。)とのやり取りについて参考程度で連絡を受けていたに過ぎず、実施機関はその範囲で、①本件通報者、監察官及び関係職員の電子メールのやり取り、②平成 20 年 2 月 20 日から同年 3 月 7 日までの実施機関が当時把握していた本件通報に係る経緯、③平成 20 年 3 月 17 日に行われた本件通報者と病院局との協議概要に関する行政文書を保有しているものである。

## 3 秘密の保持について

国のガイドラインによれば、「通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。」とされ、また、関係事項の公表については、「必要と認める事項を、適宜公表する。」とされているところである。

これを受けて、市職員等公益通報要綱第 4 条第 2 項において、「総務市民局人事課は、公益通報をした職員等の氏名等の秘密の保持を徹底させるものとする。」と規定し、さらに、通報に係る調査について、同要綱第 7 条第 2 項において、「前項の調査は、公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないよう十分配慮して行うものとする。」と規定しているものである。

また、公表について、市職員等公益通報要綱第 12 条第 1 項において、「公益通報の件数及び主な内容については、毎年度公表するものとする。」と規定し、同条第 2 項において、「前項の規定による公表に当たっては、利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮しなければならない。」と規定しており、公表に際しても、関係職員の秘密保持を徹底しているものである。

## 4 通報内容の公表について

通報内容の公表について、内閣府作成の「公益通報者保護制度ウェブサイト」によれば、公表が必要な事項は、「相談及び通報が寄せられた件数及びその概要、

通報に基づき措置が行われた事案の件数及びその概要等」とされている。上記のとおり、本市では公益通報制度を任命権者が各々で運用しているものであるため、本件通報について公表が必要とされる事項は、病院局の所管となる。よって、申立人の請求である本件通報の「途中経過及び事務引継ぎ文書等その後の処理を示す文書」及び「現在までに公表された本事案に関する概要」にあたる行政文書については、本来、実施機関が保有していない文書である。

また、本件行政文書で実施機関が保有しているものは、上記のとおり監察官からの参考程度の情報であり、申立人の言う「概要」作成のための基礎となる文書ではない。

#### 5 行政文書を開示しない理由

上記のとおり、本年行政文書は、①本件通報者及び関係職員以外が知り得ない情報であり、本件通報者個人に関する情報を含み、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当し、②市職員等公益通報要綱に基づいてなされた公益通報は、公益通報者の秘密の保持を徹底することとなっており、通例として、公にしないことが公益通報制度の趣旨に合致することから同条第3号に該当し、③本件行政文書について、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当し、④本件行政文書は、市職員等公益通報要綱の定めるところにより公にすることができない情報であることから、同条第7号に該当するものである。

6 以上のことから、実施機関が保有する本件行政文書について、全て開示することはできず、本件処分は妥当なものである。

### 第4 審査会の判断

#### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、「平成20年2月3月にかけて、北九州市公益通報制度に基づき片山恒雄監察官に通報された北九州市病院局の労働基準法違反に関する通報の途中経過及び事務引継ぎ文書等その後の処理を示す文書。現在までに公表された本事案に関する概要。」である。

(2) 実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定し、条例第7条第1号、同条第3号、同条第6号及び同条第7号に該当するという理由で全部について不開示としている。

- ア 本件通報者、監察官及び関係職員の間でやり取りされた電子メール（以下「本件電子メール」という。）
- イ 平成 20 年 2 月 20 日から同年 3 月 7 日までの間に、実施機関が当時把握していた本件通報に係る経緯（以下「本件経緯」という。）
- ウ 平成 20 年 3 月 17 日に行われた本件通報者と病院局との協議の概要（以下「本件協議概要」という。）

（ 3 ）北九州市における内部公益通報制度は、本市の事務又は事業に関して、法令違反や適正な職務執行を妨げる事実があると思われる場合に、職員等が実名によってその事実を通報することを促し、もって、組織としての不正防止の自浄作用の向上及び公益通報をした職員等の保護を図り、市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的としている。各任命権者がそれぞれ要綱を定めて運用しており、本件通報のように病院局職員等からの内部公益通報については、病院局職員等公益通報要綱に基づき事務処理が行われている。

本件電子メールは、本件通報者、本件通報の通報先である監察官や、監察官の事務を一部補助している実施機関（総務市民局人事課）の職員との間で、行われた電子メールを使ったやり取りのうち、実施機関が作成し、又は取得して、保有しているものである。

本件経緯は、本件通報に関する通報のあった平成 20 年 2 月 20 日から平成 20 年 3 月 7 日までの間の経緯について、実施機関が時系列で簡潔に記録したものである。

本件協議概要は、平成 20 年 3 月 17 日に、本件通報者と病院局の担当者との間で行われた協議の概要であり、実施機関が病院局より取得して、保有している。

## 2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の 6 つに要約される。

- （ 1 ）本件行政文書は条例第 7 条第 1 号に該当するか否か（争点 1）
- （ 2 ）本件行政文書は条例第 8 条の規定により部分開示が可能であるか否か（争点 2）
- （ 3 ）本件行政文書は条例第 7 条第 3 号に該当するか否か（争点 3）
- （ 4 ）本件行政文書は条例第 7 条第 6 号に該当するか否か（争点 4）

(5) 本件行政文書は条例第7条第7号に該当するか否か(争点5)

(6) 本件行政文書は条例第14条の規定により病院局に移送し、開示決定をすべきか否か(争点6)

### 3 条例第7条第1号該当性についての判断(争点1)

#### (1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、条例第7条第1号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

#### (2) 条例第7条第1号該当性

##### ア 本号本文該当性

本件行政文書には、本件通報者の所属、氏名、通報の具体的な内容等が記載されており、これらは本件通報者という特定の個人を識別することができる情報と認められる(以下「本件識別情報」という)。

また、本件識別情報以外の記載については、本件通報者の個人情報とは言えないものの、監察官、実施機関の職員及び病院局の職員により行われた、通報に基づく調査に関する内容や、調査の結果により講じられた具体的な措

置等が記載されており、いずれも、本件通報と密接な関連を有する情報であると認められる。

そもそも、内部公益通報制度は、組織としての不正防止の自浄作用の向上及び公益通報をした職員等の保護を図り、市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的としていることから、公益通報者の秘密保持の徹底が不可欠である。仮に、公益通報者が誰であるかが判明し、又は推測されることになると、当該公益通報者に対し不当な圧力がかけられ、不利益な取扱いを受けるなど、公益通報者個人の権利利益が著しく侵害されることにもなりかねない。その結果、公益通報を行うことが困難となり、法令違反等に係る情報が入手できなくなるなど、公益通報に関する事務を著しく阻害し、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることにもなる。

このような点を考慮すれば、本件行政文書に記載されている情報のうち、公にすることにより本件通報者が特定されるおそれがあるものについては、本件通報者の権利利益を害するため開示できないと言うべきである。本件識別情報以外の記載についても、本件通報と密接な関連を有する情報である以上、本件通報者が特定されるおそれが十分あると考えられるため、公にすることにより、本件通報者の権利利益を害するおそれがあると判断することが妥当である。

したがって、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、本号本文に該当する。

#### イ 本号ただし書ア該当性

当審査会において、本件通報の公表内容について、所管である病院局によって公表された資料を見分したところ、通報内容として「法令の運用に関すること」、是正措置等として「調査中のもの」、「19年度の通報で、事実を確認し、是正したもの」という記載が認められるのみであった。本件行政文書に記載されている情報、すなわち、本件通報者の所属、氏名、通報の具体的な情報、本件通報者からの通報に基づく監察官等による調査に関する内容、その調査の結果により講じられた具体的な措置については、いずれも公表された資料には記載されていないことが確認された。

したがって、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、ただし書アに該当しない。

なお、異議申立人は、前記第2、2、(6)イにおいて、教育委員会による記者発表資料を挙げて、公益通報の内容が慣例として公にされていることを示す根拠である旨主張しているが、これは、懲戒処分の原因となった事件の発覚の端緒が公益通報であったことを述べているに過ぎず、当該資料が内

部公益通報の公表を目的としていると認めることは困難である。そもそも、前記1、(3)で述べたとおり、内部公益通報制度は、組織としての不正防止の自浄作用の向上のほか、実名で通報した職員の保護を図ることについても目的としているのであって、どのような情報を公表するかについては、公表の必要性と公益通報者の保護との比較衡量による各任命権者の判断に委ねられており、公表される情報の公開の程度についても事案によって異なるというべきである。

#### ウ 本号ただし書イ該当性

本件行政文書に記載されている情報はいずれも、その内容及び性質からただし書イには明らかに該当しない。

#### エ 本号ただし書ウ該当性

本件行政文書には、本件通報者の所属等、公務員である本件通報者の職務の遂行に係る記載が全く存在しないとは言えない。しかしながら、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、本件通報と密接な関連を有する情報である以上、その一部を開示するだけでも、本件通報者が誰であるかについて推測されるおそれが十分あると考えられ、公にすることにより、本件通報者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、ただし書ウに該当しない。

オ よって、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。

### 4 条例第8条該当性についての判断(争点2)

#### (1) 条例第8条の構造

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」としている。

また、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、

当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」としている。

## (2) 本条各項該当性

前記3、(2)オで述べたとおり、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、条例第7条第1号に該当する不開示情報である。そして、本件行政文書から当該不開示情報を除くと罫線等の様式のみが残り、それをもって本件請求の趣旨に照らし有意な情報であるとは認められない。

また、たとえ本件行政文書に記載されている情報のうち、本件識別情報を除いたとしても、残りの情報についても本件通報と密接な関連を有する情報である以上、本件通報者が特定されるおそれが十分あると考えられるため、公にすることにより、本件通報者の権利利益を害するおそれがあると判断することが妥当である。

したがって、本件行政文書に記載されている情報について、条例第8条各項に規定する部分開示を行うことは妥当ではない。

## 5 条例第7条第3号、第6号及び第7号該当性の判断(争点3、4及び5)

本件行政文書に記載されている情報はいずれも、条例第7条第1号に該当し、かつ、条例第8条各項に規定する部分開示になじまないため、全部について不開示が妥当と判断できるため、条例第7条第3号、第6号及び第7号該当性については判断しない。

## 6 条例第14条の事案の移送の可否についての判断(争点6)

### (1) 条例第14条の構造

条例第14条は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときは、他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理ができることがあると考えられるので、他の実施機関において開示決定等をするにつに「正当な理由」があるときは、開示請求を受けた実施機関が他の実施機関に事案を移送することができることを定めている。

### (2) 事案の移送の可否

異議申立人は、「病院局の所管により作成された行政文書に関しては、病院局に事案を移送の上、開示決定等を行わなければならない、総務市民局人事課は、病院局の当該開示の実施に必要な協力をしなければならない立場にある」、「北九州市の保有する情報公開を請求しているのであり、これに対して総務市民局人事課所管の情報に限っての不開示理由説明のみでは、市として果たすべき情報公開に関しての不開示決定処分に対する理由説明書としては不備がある」旨主張している。

当審査会においても、本件通報を所管する病院局に、本件電子メール、本件経緯、本件協議概要の3文書以外の、本件通報に関する行政文書が存在することを確認している。

このことについて、実施機関は、「異議申立人は、同日付で複数の開示請求を行っており、それぞれ、『病院局』、『総務市民局』と請求先を変えており、本件請求については、『総務市民局』宛てとなっていた。異議申立人に対しては、本件請求以前にも、公益通報制度について説明していることから、制度を理解した上で、総務市民局所管分を請求したものと判断した」旨説明している。

当審査会において、平成21年7月4日付の異議申立人による開示請求書を見分したところ、4件中3件が「病院局長」宛てとなっており、残りの1件が「北九州市総務市民局」宛てとなっていることが確認されている。また、「異議申立人に対しては、本件請求以前にも、公益通報制度について説明していることから、制度を理解した上で、実施機関所管分を請求したものと判断した」という実施機関の説明に不自然不合理な点がない以上、実施機関が、本件行政文書として実施機関が所管する本件電子メール、本件経緯、本件協議概要の3文書を特定して、病院局に移送しなかったことをもって、条例第14号違反と断じることまでは困難と言わざるを得ない。

しかしながら、今回のように請求趣旨と開示結果が異なってしまう事例を極力無くすためにも、実施機関における行政文書の特定に際しては、少しでも疑いの余地があるときは請求者に確認して補正を求めるなど、よりきめ細やかに対応されることを希望したい。

## 7 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上